免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２８５号
新潟市中央区関屋昭和町２丁目93番地
破産者　長谷川光弘
免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
平成27年12月３日　　新潟地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第３４号
三重県多気郡多気町朝柄2953番地
破産者　野呂　鉦國（旧氏名野呂周介）
免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
平成27年12月４日　　津地方裁判所松阪支部
平成２７年（フ）第３６８５号
東京都港区海岸１丁目１－１－917、開始決定時の住所大阪府大阪市都島区友渕町１丁目２－５
破産者　各和　秀幸
免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
平成27年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０３４号
東京都中央区八丁堀２丁目３番２号
清算株式会社　株式会社春田商事
代表清算人　小林　幸雄
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める関連債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済額の算定
別紙協定弁済額予定表の債権額合計の欄記載の金額を基準債権額とし、別紙協定弁済額予定表の債権弁済額の欄記載のとおり、金300,004円を基準債権額により按分して弁済額を算定する。
⑵　免除額
本協定認可決定確定後１か月以内に、本項⑴で算定された弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
３　追加弁済
⑴　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに生じる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合は、一般債権者に対し、当該残額を一般債権者の基準債権額で按分して弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、第２の２⑵に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、同項⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
４　新たな財産が発見された場合の弁済
⑴　第２の２⑵及び３⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権者の基準債権額で按分して弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、第２の２⑵に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　関連債権
１　関連債権の定義
関連債権とは、協定債権のうち、株式会社ＳＳアンドウマーブル及び宮崎英司が有するものをいう。
２　関連債権についての免除
関連債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第１号
茨城県石岡市府中２丁目４番29号
再生債務者　有限会社金子新聞店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　茨城県土浦市木田余西台２－66　ＩＢＣビル206　三輪法律事務所　弁護士　三輪　和夫
平成27年12月１日　水戸地方裁判所土浦支部
平成２７年（再）第２号
茨城県石岡市府中１丁目５番１号
再生債務者　金子　修也
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　茨城県土浦市木田余西台２－66　ＩＢＣビル206　三輪法律事務所　弁護士　三輪　和夫
平成27年12月１日　水戸地方裁判所土浦支部

再生債権の特別調査期間

平成２７年（再）第５１号
東京都千代田区神田錦町２丁目４番地
再生債務者　イアス株式会社
特別調査期間　平成28年１月14日から平成28年１月15日まで
平成27年12月２日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第５１号
東京都千代田区神田錦町２丁目４番地
再生債務者　イアス株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成27年11月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年１月20日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年１月12日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年１月６日
平成27年12月２日
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（再）第５２号
東京都千代田区神田錦町２丁目４番地
再生債務者　クイックバインダー株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成27年11月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年１月20日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年１月12日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年１月６日
平成27年12月２日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２７年（再）第３９号
横浜市鶴見区江ケ崎町18番４号
再生債務者　大東鋼業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年12月１日
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（再）第４７号
静岡市駿河区中田４丁目９番23号
再生債務者　株式会社駿河管財（旧商号株式会社ザ・サードプラネット）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年12月２日
東京地方裁判所民事第20部